

令和5年1月19日

## ベトナム産マンゴウ生果実の日本向け輸出の再開について

- 1 ベトナム産マンゴウ生果実については、ベトナム国内でミカンコミバエ種群及びウリミバエが発生しているため、同ミバエに対する消毒効果が確認されたカッチュー種に限定した上で、輸出前の蒸熱処理による消毒等を条件に、輸入を認めています。
- 2 令和3年11月22日、当該マンゴウ生果実がカッチュー種である旨を明記したベトナム植物検疫機関が発行した検査証明書を添付し輸入された同国産マンゴウ生果実の輸入検査において、カッチュー種と異なる特徴を有した生果実が発見されたことから、ベトナム植物検疫機関に対し当該生果実について確認を行った結果、カッチュー種ではないとの見解が示されました。
- 3 このため、同年12月2日、ベトナム植物検疫機関に対し、マンゴウ生果実に発給される検査証明書の発給手続に問題があることが判明したことから、原因究明の調査及びその結果を踏まえた改善措置の報告を求めるとともに、同月3日以降、カッチュー種と異なる品種を輸出した処理施設については、マンゴウ生果実に対する検査証明書の発行の一時停止の要請を継続していました（当該処理施設以外の施設については、令和4年2月15日に同要請を取り下げました。）。
- 4 今般、ベトナム植物検疫機関から提出された改善措置等の報告を踏まえ、現地において、植物防疫官により当該処理施設で改善措置が適切に講じられていることが確認されましたので、令和5年1月25日以降、マンゴウ生果実に対する検査証明書の発行の一時停止要請を取り下げることにしました。